

《例》

〇〇〇 規約

第1条（名称）本会は、「〇〇〇」と称する。

第2条（目的）本会は、会員相互の親睦を図り、活動を通して教養の向上を目指す。

第3条（会員）【シニアサークルの場合】

- ① 本会は、60歳以上の者をもって構成する。
- ② 本会は、生涯大学院既卒者をもって構成する。

【60歳未満を含む場合】

本会は、主に60歳以上の者をもって構成する。

【一般団体の場合】

会員の過半数は成田市民（在勤・在学を含む）で構成する。

第4条（活動）本会の活動は、毎月第〇、第〇、〇曜日に行う。

第5条（役員）本会は、会員の互選により次の役員を置く。

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

代表者	1名
副代表者	1名
会計	1名
監査	1名

第6条（会費）①本会の会費は1カ月〇〇〇円とする。

②会費は、毎月第〇回目の活動日に徴収する。

③既納の会費は原則として返還しない。

※参加費や受講料など（資料代、材料費は除く）を徴収して活動を行う団体は登録できません。

第7条（入退会）本会に入会を希望するものは、役員に申し出ること。退会は役員に届け出ること。

第8条（会計年度及び報告）

本会の会計年度は、〇月1日から〇月31日までとする。

会計係は、収支の結果を会員に報告し承認を得る。

附 則

①本会は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

②必要な細則は別にこれを定める。